

秘密保持約款

本秘密保持約款(以下「本約款」という)は、株式会社サック及びそのグループ会社(以下「甲」という)が、甲の発注業務(以下「発注業務という」)の実施にあたり、相手先(以下「乙」という)対し、開示し又は開示を受ける情報に適用する。

第1条(定義)

本約款において「秘密情報」とは、甲が発注業務の検討もしくは準備又は遂行のために秘密であることを明示して乙に対し開示又は提供する情報をいう(以下、甲又は乙のうち、秘密情報を開示又は提供した当事者を「情報開示者」といい、秘密情報の開示又は提供を受けた相手方当事者を「情報受領者」という)。秘密情報の開示又は提供は、口頭又は文書、図面、写真その他の書類もしくは電子媒体等その形式の如何を問わない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報としない。

- (1) 開示又は提供時に既に公知であった情報及び開示後に情報受領者の責によらず公知となつて情報
- (2) 開示時に情報受領者が既に知得していた情報
- (3) 開示又は提供の後、情報受領者の責によらず公知又は公用となつた情報
- (4) 開示又は提供の後、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手した情報
- (5) 情報受領者が、情報開示者から開示又は提供された情報によらず独自に開発した情報
- (6) 法令、官公庁または裁判所の処分、命令により開示を求められた情報

第2条(秘密保持)

情報受領者は、情報開示者から開示された秘密情報を秘密に保持し、情報開示者の書面による事前の同意を得ることなく、開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報受領者は、発注業務の検討もしくは準備又は遂行のために開示又は提供を必要とする情報受領者の役員及び従業員に対し秘密情報を開示又は提供することができる。ただし、この場合、情報受領者は、秘密情報を開示又は提供する役員及び従業員に対し本約款に規定する秘密保持義務を厳守させるよう適切な措置を講じなければならず、当該役員及び従業員が同義務を履行することにつき、一切の責任を負うものとする。

3 情報受領者は、第三者に対し、秘密情報を開示又は提供する必要があるときは、事前に情報開示者の書面による承諾を得るものとする。この場合、情報受領者は、当該第三者に対し、本約款と同内容の秘密保持義務を課すものとし、当該第三者が同義務を履行することにつき、一切の責任を負うものとする。

- 4 情報受領者は、秘密情報及び秘密情報が記載または保存された文書、図面、写真その他の書類、電子媒体その他秘密情報を含むすべての物件(以下「秘密資料」という。)を善良な管理者の注意をもって厳重に保管管理する。

第3条(目的外使用の禁止)

情報受領者は、情報開示者から開示された秘密情報を、本検討のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用してはならない。

第4条(複写・複製)

情報受領者は、情報開示者から開示された秘密情報を事前に情報開示者の書面による同意を受けることなく本検討のために合理的に必要な範囲を超えて複製、改変しないものとする。また、本項に基づき作られた複製物及び当該同意を得て作られた複製物は、情報開示者から開示された秘密情報として、本約款の定めに従って取扱われるものとする。

第5条(再委託の制限)

乙は、発注業務を第三者に再委託することはできない。但し、乙が事前に発注業務の再委託につき甲に申し出て、甲がこれを書面で承諾した場合はこの限りでない。この場合、乙は、当該第三者に対し、本約款と同内容の秘密保持義務を課すものとし、当該第三者が同義務を履行することにつき、一切の責任を負うものとする。乙と当該第三者との再委託契約が終了した後も同様とする。

第6条(秘密情報等の返還)

情報受領者は、次の各号に定める事由が生じた場合、秘密情報及び秘密資料をその写しとともに直ちに情報開示者に対し返還するとともに、情報受領者のコンピューター等に登録された秘密情報のデータ全部を消去し復元不可能な状態としなければならない。但し、情報開示者が、別途、指示したときは、情報受領者はこれに従うものとする。

- (1) 情報開示者から請求を受けたとき。
- (2) 甲が発注業務を発注せず、又は乙が発注業務を受注しないとき。
- (3) 甲乙間で締結した発注業務にかかる委託(または請負)契約が終了したとき。

第7条(報告・監査)

情報受領者は、情報開示者から要求があった場合には、情報開示者に対し、秘密情報の取扱い及び管理状況について必要な報告を行わなければならない。

- 2 情報開示者は、情報受領者における秘密情報の取扱い及び管理状況を審査することができるものとする。但し、情報開示者が当該審査にあたり情報受領者の敷地内に入る必要がある場合は、事前に情報受領者の承諾を得なければならない。

第8条(反社会的勢力の排除)

甲は乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団(構成員の代表者、役員等、従業員を含む。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係が確認され、発注業務を継続することが適当でないとみとめられた場合、甲は乙への催告を要せず、乙への書面での通知をもって発注業務を解除することができる。この場合、本条に基づく発注解除により乙に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。

第9条(損害賠償責任等)

情報受領者は、秘密情報の漏洩、滅失、改竄、毀損、その他の事故が発生した場合又は事故発生のおそれのある場合は、直ちに情報開示者に報告し、情報開示者の指示に従い、是正措置を講じなければならない。

- 2 情報受領者が本約款に違反して秘密情報を第三者に開示又は漏洩した場合には、情報開示者は、情報受領者に対し、その違反行為の差止め及び原状回復を要求することができるとともに、秘密情報の開示又は漏洩により情報開示者に生じた損害の賠償を請求することができる。

第10条(準拠法)

本約款の準拠法は日本法とし、本約款ならびに本約款に関する当事者の権利、義務及び法的関係の一切は日本法に従い解釈されるものとする。

第11条(管轄裁判所)

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条(協議)

本約款に定めのない事項及び本約款の各条項について疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し解決するものとする。

以上